

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月2日（平成27年（行情）諮問第520号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（行情）答申第190号）

事件名：特定の文書に係る決裁関連文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年7月24日付け防官文第11048号にかかる決裁関連文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。＊＊開示対象文書は2014.8.6一本本B627と同じ。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙に掲げる9文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年4月30日付け防官文第7578号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき，原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。
また，行政不服審査法（以下「旧行審法」という。）25条に基づき審査を行った記録も存在するはずである。
- (2) 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら，改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 一部とされた部分について，支障が生じない部分について開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成27年4月30日付け防官文第7578号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

異議申立人の住所、氏名、捺印、郵便番号及び年齢、不服申立人の氏名、開示請求者の氏名、住所又は居所、郵便番号及び電話番号並びに原告の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定していない。

なお、本件対象文書の電磁的記録の形式は、PDFファイル及び日本語ワープロソフトであるが、上記のとおり、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はない。

また、「旧行審法25条に基づき審理を行った記録も存在するはずである。」と主張するが、当該審理は本件対象文書によって行われている。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、上記(1)のとおり原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、本件異議申立てがされた時点に

においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (4) 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。
- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、異議申立人の住所及び氏名等については、法5条1号に該当することから不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 平成28年7月13日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、当審査会の平成26年6月16日付け答申（以下「別件答申」という。）を受けて裁決を行うことに関する決裁文書及び当審査会からの別件答申の答申書の送付文書等の関連文書であり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、PDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の電磁的記録の形式について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書のうち、文書1の1枚目及び2枚目並びに文書2ない

し文書8はPDFファイルであり、それ以外の文書は日本語ワープロソフトのファイルである。

イ 文書1の1枚目及び2枚目は、決裁文書のかがみであり、文書管理システムによる電子決裁により業務を実施した際にシステム内で作成されたデータをPDF形式で出力したものである。そのため、当該文書について、他の電磁的記録は保有していない。

ウ 文書2ないし文書8は、別件答申がされた案件に係る、開示請求者等から送付された開示請求書や異議申立書、行政文書開示決定通知書や諮問書、情報公開・個人情報保護審査会からの答申書の送付文書などの一連の文書を一体として管理するため、スキャナで取り込んでPDFファイルにしたものであり、これについて他の電磁的記録は保有していない。

(2) そこで検討すると、まず、文書1の1枚目及び2枚目は、その体裁に鑑みれば、文書管理システム内で作成されたデータをPDF形式で出力した旨の諮問庁の上記(1)イの説明が特段不自然、不合理とはいえない。

また、文書2ないし文書8についても、印影、収入印紙、手書き部分等があり、紙をスキャナで読み取ったものと認められるから、いずれもPDFファイルである旨の諮問庁の上記(1)ウの説明が特段不自然、不合理とはいえない。

そして、本件対象文書のうち、PDFファイルで特定されている文書1の1枚目及び2枚目並びに文書2ないし文書8について、防衛省において、当該PDFファイルの外に電磁的記録を保有していることをうかがわせる特段の事情も認められないから、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、当該手続における異議申立人の住所、氏名、捺印、郵便番号及び年齢、不服申立人の氏名、開示請求者の氏名、住所又は居所、郵便番号及び電話番号並びに異議申立書の資料として添付された別件訴訟における準備書面の原告の氏名であることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当するものとして、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、異議申立人は、旧行審法25条に基づき審理を行った記録について主張するが、本件対象文書がそれに該当することは諮問庁の説明しておりである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

- 文書1 決裁・供覧（行政文書開示決定通知書（平成25年4月30日付け防官文第6035号等）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて）（発簡番号第11048号）
- 文書2 答申書の交付について（府情個第1800号。平成26年6月16日）
- 文書3 諮問書（防官文第10887号。平成25年8月7日）
- 文書4 行政文書の開示の実施方法等申出書（平成25年5月5日）
- 文書5 諮問書（防官文第11584号。平成25年8月26日）
- 文書6 行政文書の開示の実施方法等申出書（平成25年6月7日）
- 文書7 諮問書（防官文第13458号。平成25年10月4日）
- 文書8 行政文書の開示の実施方法等申出書（平成25年7月2日）
- 文書9 根拠法令